

規約

第一章 名稱
第一條 本黨は無産大衆黨と稱し、本部を東京に置く。

第二章 目的
第一條 本黨は黨の綱領、宣傳及び決議を實現する所以为目的とする。

第三章 構成
第一條 本黨は黨の綱領規約を遵守する個人を以て構成する。

第四章 機關
第一節 猶太會
第二條 猶太會は黨の最高決議機關にして、大會代議員執行委員及本部役員をして構成する。

第三節 常大會
第三條 常大會は毎年一回执行委員会及び本部役員をして召集し、常大會は大會に於て選舉する。

第四節 常大會
第四條 常大會は每年三分の一以上必要ありとする時は臨時大會を召集する。

第五節 常大會
第五條 常大會は执行委員会及び本部役員をして構成する。

第六節 常大會
第六條 常大會は执行委員会及び本部役員をして構成する。

第七節 常大會
第七條 常大會は执行委員会及び本部役員をして構成する。

第八節 常大會
第八條 常大會は执行委員会及び本部役員をして構成する。

第九節 常大會
第九條 常大會は执行委員会及び本部役員をして構成する。

第十節 常大會
第十條 常大會は执行委員会及び本部役員をして構成する。

第十一節 常大會
第十一條 常大會は执行委員会及び本部役員をして構成する。

第十二節 常大會
第十二條 常大會は执行委員会及び本部役員をして構成する。

第十三條 常任執行委員會は常任執行委員長及常任執行委員、書記長を以て構成する。

第十四條 常任執行委員會は常任執行委員會に於て互選する。

第十五條 常任執行委員會は執行委員會の統制を受ける。

第十六條 各部門は部員一名、部員若干名を以て構成し、執行委員會に於て互選する。

第十七條 本部役員
第一、執行委員長一名、書記長一名
第二、執行委員、計二名、四部長若干名
第三、會計、計二名、四部長若干名
第四、監査、計二名、四部長若干名
第五、幹事會、計二名、四部長若干名
第六、執行委員長は執行委員會を補佐し監査を司る。

第十八條 常任執行委員會は常任執行委員會に於て互選する。

第十九條 常任執行委員會は常任執行委員會に於て互選する。

第二十條 會計會は黨の會計事務を處理する。

第二十一條 各部長は常任執行委員會に於て互選する。

第二十二條 本部役員は执行委員會に於て互選する。

第二十三條 常任執行委員會は常任執行委員會に於て互選する。

第二十四條 第六章 支部
第一、執行委員會の本部を經て地理的に置かれ、より常任執行委員會に於て互選する。

第二十五条 第九章 財則
第一、常任執行委員會は常任執行委員會に於て互選する。

第二十六条 第七章 納費及會計
第一、黨費は黨員一名に廿年課金實業貿易税一千五百元を以て構成する。

第二十七条 第八章 入黨
第一、黨費は會計監督代若干名を監督會計の監督に於て互選する。

第二十八條 第九章 財則
第一、常任執行委員會は一切之を逓減せしめず。

第二十九條 第十章 附則
第一、常任執行委員會は常任執行委員會に於て互選する。

第三十条 第十一章 附則
第一、常任執行委員會は常任執行委員會に於て互選する。

第三十一条 第十二章 附則
第一、常任執行委員會は常任執行委員會に於て互選する。

第三十二条 第十三章 附則
第一、常任執行委員會は常任執行委員會に於て互選する。

第三十三条 第十四章 附則
第一、常任執行委員會は常任執行委員會に於て互選する。

第三十四条 第十五章 附則
第一、常任執行委員會は常任執行委員會に於て互選する。

第三十五条 第十六章 附則
第一、常任執行委員會は常任執行委員會に於て互選する。

第三十六条 第十七章 附則
第一、常任執行委員會は常任執行委員會に於て互選する。

第三十七条 第十八章 附則
第一、常任執行委員會は常任執行委員會に於て互選する。

第三十八条 第十九章 附則
第一、常任執行委員會は常任執行委員會に於て互選する。

第三十九條 第二十章 附則
第一、常任執行委員會は常任執行委員會に於て互選する。